

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

(ア) 地形・地質等

鹿児島市（以下「本市」という）は、わが国の南西部・九州の南端に位置する鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、北は薩摩川内市、姶良市と、西は日置市、南は南さつま市、南九州市、指宿市と、東は垂水市と接しており、鹿児島湾を隔てた桜島を含んだ、東西約 33 km、南北約 51 km、面積約 547 km²の都市である。

本市の市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川、永田川などの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔 100m～300m のシラス台地と呼ばれる丘陵地帯となっている。また、本市のシンボルとして知られ、現在日本で最も活動的な火山である桜島（標高 1,117m）は、市街地から鹿児島湾を隔てた約 4 km の対岸に位置している。本市の地質は、南部に中生代白亜紀の川辺層群からなる山体を一部含むが、大部分は更新世後期の火砕流堆積物からなる、いわゆるシラス台地で占められている。シラス台地は河川によって開析され、河川沿いと中部～南部の海岸地帯には沖積平野が広がっている。

桜島は、東西 12.2 km、南北 9.5 km の楕円形をしており、最高峰は北岳（1,117m）で、南岳は北岳の中腹に生じた新しい成層火山であり、昭和火口は、その南岳山頂 A 火口の東南東に位置している。また、山ろくには多くの側火山があり、そのうち春田山、湯之平、フリハタ山、引ノ平などは溶岩円頂丘であり、鍋山は軽石丘、袴腰の台地は基盤岩からなっている。

桜島の誕生は約 2 万年前、南岳が活動を開始したのは約 5 千年前と推定され、記録に残る最古の噴火は 708 年（和銅元年）であり、以後、文明（1471 年～1476 年）、安永（1779 年）、大正（1914 年）、昭和（1946 年）に大噴火を起こし、現在も南岳山頂火口を中心に活発に活動中である。

(イ) 気象概況

過去 5 年間（令和 1～5 年）の平均によると、本市の気温は夏季最高気温 35.9 度、冬季最低気温 -0.4 度、平均気温 19.3 度であり、温暖な気候に恵まれている。

年間降水量は、2,631 ミリで、6 月から 8 月にかけてもっとも多く、この時期で年間降水量の 54 パーセントを占めている。

東寄りの風が吹く日には、活発な火山活動を続けている桜島の火山灰が市街地に降ることがあります。（令和 5 年の桜島噴火回数 215 回、鹿児島市役所本庁での年間降灰量 187g/平方メートル）

(ウ) 風水害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6 月～8 月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置する本市は、台風の通り道にあり、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

さらに本市の地質はシラスと呼ばれる特殊土壌地帯が多く、流水による浸食を受けやすいため、斜面崩壊、地すべり、土石流など大規模な土砂災害が生じ、被害が大きくなる傾向がある（県による土砂災害警戒区域の指定あり）。また、川幅が狭い甲突川・稲荷川・新川などの二級河川が市街地を流れており、大量の降雨が一気に河川に流れ込むことにより、繁華街を含む市内の広い範囲で浸水するおそれがある（県による河川浸水想定区域の指定あり）。

本市においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成 5 年（1993 年）8 月 5 日～6 日の大雨（鹿児島豪雨災害）と、同年 9 月 1 日～3 日の台風 13 号による被害と同程度の規模を災害想定として位置付けている。

○鹿児島豪雨災害及び台風13号の概要

| 災害名 (年月日) | | 鹿児島豪雨災害 (平成5年8月6日) | 台風13号 (平成5年9月3日) |
|--------------|--------|---|--|
| 気象概況 | | <ul style="list-style-type: none"> ・時間最大雨量 56 mm (6日19時 観測点・上荒田町) 《参考》 99.5 mm (6日19時 郡山町(当時)) ・日最大雨量 259 mm (6日 観測点・上荒田町) | <ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速 鹿児島, 枕崎等各地 50m/s以上 《参考》 種子島 59.1m/s ・総降水量 各地で100 mm~200 mm 《参考》 枕崎 300 mm |
| 人的被害 | 死者数 | 47 人 | |
| | 行方不明 | 1 人 | |
| | 重傷 | 8 人 | |
| | 中等傷・軽傷 | 44 人 | 25 人 |
| 建物被害 | 全壊 | 284 棟 | 13 棟 |
| | 半壊 | 183 棟 | 119 棟 |
| | 一部破損 | 541 棟 | 8,937 棟 |
| | 床上浸水 | 9,091 棟 | 480 棟 |
| | 床下浸水 | 1,999 棟 | 928 棟 |

※鹿児島市(鹿児島・吉田・桜島・松元・郡山地域)における被害

(エ) 火山災害

世界でも有数の活動的な火山として知られる桜島は、約2万6千年前以降に活動が始まったと推定されているいわば若い火山である。桜島火山は約2万9千年前の激しい火山活動によって形成された始良カルデラ(鹿児島湾北部の円形地域)の南端に位置し、北岳・南岳の2つの火山が重なった複合火山である。

本市においては、近年における既往の大噴火のうち、大正3年(1914年)1月12日に発生した大正の大噴火と同程度の噴火規模を災害想定として位置付けている。

○大正の大噴火

大正3年1月12日歴史的大噴火が起こった。同日8時中岳の西側から雲霧状の白煙を噴出、9時10分には南岳山頂火口からも白煙を噴出した。10時5分には西側山腹(引ノ平:標高570m)で噴火を開始し、10分後には東側山腹(鍋山:標高470m)付近から大音響とともに爆発、黒煙は8.2km以上に達し、火山灰は遠くカムチャッカ半島まで達したという。

流出した溶岩は横山・赤水・小池・赤生原の集落及び鳥島を埋没し、さらに沖合へ950m、幅1.5kmの陸地を形成し、また、東斜面の有村・瀬戸・黒神の集落も埋没した。さらには、幅400m、深さ72mの瀬戸海峡を閉塞し、大隅半島と陸続きにした。東側の溶岩流出が止まったのは定かでないが、完全に溶岩の動きが停止したのは翌年4月頃と記録にある。この大爆発で流出した溶岩は約13.4億m³、噴出した火山灰・噴石は約6億m³と推定される。

また、この大噴火と時を同じくして本市周辺では震度6弱程度の大地震が発生し、土砂崩れや石垣の崩壊等により被害が発生するなど、混乱を極めた。

この一連の災害による被害は死者35名、行方不明23名、負傷者112名、全焼家屋2,148戸、全壊家屋121戸となっている。なお、死者・行方不明者58名のうち、29名は地震に起因するものである。

(オ) 地震災害

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、中でも本市域は活断層及びプレート境界域起源の地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、大正3年の桜島の大噴火時に、マグニチュード7.1、震度6弱程度の地震が記録されていること、及び県北部のえびの地震・北西部地震等もあることから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震災害に備える体制を整えておく必要がある。

本市においては、県が平成24年度～25年度に実施した地震等災害被害予測調査結果を基に、鹿児島湾直下の地震（最大震度7）を災害想定として位置付けている。

○本市における最大被災ケース（鹿児島湾直下の地震）の主な被害想定結果

| 被害項目 | 被害数 |
|----------------------------------|---------|
| 【建物被害】全壊・焼失棟数 (棟) | 9,400 |
| うち火災 | 2,100 |
| 【人的被害】死者数 (人) | 260 |
| うち建物倒壊・火災 | 240 |
| うち津波 | 10 |
| 【上水道被害】断水人口 (人) 被災直後 | 253,600 |
| 【下水道被害】支障人口 (人) 被災直後 | 20,500 |
| 【電力被害】停電軒数 (軒) 被災直後 | 3,200 |
| 【通信被害】固定電話不通回線数 (回線) 被災直後 | 3,300 |
| 【ガス（プロパン除く）被害】供給停止戸数 (戸) 被災直後 | 22,400 |
| 【道路施設被害】 (箇所) | 200 |
| 【鉄道（新幹線含む）施設被害】 | 140 |
| 【避難者数 [うち避難所]】 (人) | |
| 被災1日後 | 22,600 |
| 被災1週間後 | 36,200 |
| 被災1か月後 | 15,700 |
| 【物資（食料）需要量】 (食) | |
| 被災1日後 | 81,200 |
| 被災1週間後 | 130,400 |
| 被災1か月後 | 56,400 |
| 【災害廃棄物発生量】 (万ト) | 150 |
| 【被害額】 (億円) | 10,200 |

※被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(カ) 津波災害

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、中でも本市域は活断層及びプレート境界域起源の地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、大正3年(1914年)の桜島の大噴火の際、西側及び東側の山腹より噴火が開始してから約8時間後にマグニチュード7.1の地震が鹿児島湾内で発生し、その後小規模な津波が発生している。

また、1780年、1781年の鹿児島湾内での海底噴火では、津波が発生し、被害が生じたとの記録が残っている。

そのほか、1792年には雲仙岳眉山の火山活動に伴う地震により山体崩壊が発生し、大量の土砂が海域になだれ込み、高さ10m以上の津波が発生し、対岸の熊本県において被害が生じたとの記録も残っている。

本市においては、県が平成24年度～25年度に実施した地震等災害被害予測調査結果を基に、桜島の海底噴火の発生に伴う最大12.80mの津波を災害想定として位置付けている。

○本市における想定津波の波頭ごとの最大津波

| 想定地震 | 到達時間 (分) | | 津波高 (m) | | |
|-----------|--------------|---------|----------|---------|-------|
| ① 鹿児島湾直下 | 13 | | 3.40 | | |
| ② 桜島の海底噴火 | A 桜島北方沖 | | B 桜島東方沖 | | |
| | 到達時間 (分) | 津波高 (m) | 到達時間 (分) | 津波高 (m) | |
| | 桜島港 (塩屋ヶ元地区) | 13 | 3.08 | 6 | 5.89 |
| | 桜島港 (宇土地区) | 11 | 3.40 | 2 | 7.78 |
| | 大燃港 (黒神町) | 10 | 2.99 | 2 | 12.69 |
| | 桜島港 (新島地区) | 3 | 7.23 | 3 | 5.09 |
| | 桜島港 (高免地区) | 2 | 12.80 | 11 | 4.08 |
| | 桜島港 (白浜地区) | 2 | 7.83 | 10 | 2.50 |
| | 桜島港 (西道地区) | 3 | 5.86 | 17 | 3.25 |
| | 桜島港 (赤生原地区) | 6 | 3.33 | 14 | 3.06 |
| | 桜島港 | 12 | 3.14 | 15 | 3.03 |
| | 桜島港 (湯之持木地区) | 21 | 1.93 | 9 | 1.87 |
| | 鹿児島港 | 9 | 3.35 | 22 | 3.00 |
| | 鹿児島港 (竜ヶ水) | 4 | 6.62 | 12 | 3.14 |

(キ) 感染症

新型インフルエンザ

10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を持たず、急速なまん延により事業継続に

重大な影響を及ぼします。BCP 策定においては、予防接種推奨、手洗い・体調管理の徹底、マスク・消毒液の備蓄、休業補償を含むリスクファイナンス対策が特に重要となる。

(2) 商工業者の状況

かごしま市商工会（以下「当会」という）は、本市の周辺部を区域とする谷山商工会・吉田町商工会・桜島町商工会・喜入町商工会・松元町商工会・郡山町商工会の 6 商工会が合併し、平成 23 年 4 月に設立された。本市内 10 地域のうちで、谷山地域（北部の一部を除く）・吉田地域・桜島地域・喜入地域・松元地域・郡山地域の 6 地域を管轄区域とし、管内人口は令和 7 年 4 月 1 日現在で 206,116 人と全市の 35.3%を占めている。会員数は 1,705 名と県内最大の商工会である。

一方、本市中心部の中央地域・伊敷地域・吉野地域・東桜島地域・谷山地域の一部は鹿児島商工会議所の管轄区域となっている。

○かごしま市商工会管内

- ・商工業者数 3,287 事業所（令和 6 年 12 月現在。商工会独自調査による）
- ・小規模事業者数 3,028 事業所（令和 6 年 12 月現在。商工会独自調査による）

| 業種区分 | 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-----------------|-------|---------|
| 農林漁業 | 10 | 8 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 4 | 4 |
| 建設業 | 763 | 748 |
| 製造業 | 361 | 327 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 1 |
| 情報通信業 | 8 | 7 |
| 運輸業、郵便業 | 80 | 68 |
| 卸売業、小売業 | 807 | 696 |
| 金融業、保険業 | 26 | 18 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 129 | 117 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 208 | 201 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 225 | 204 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 309 | 297 |
| 教育、学習支援業 | 49 | 46 |
| 医療、福祉 | 66 | 62 |
| 複合サービス事業 | 19 | 13 |
| サービス業 | 222 | 211 |
| 合 計 | 3,287 | 3,028 |

(3) これまでの取り組み

①本市の取り組み

- ・地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災資機材等の備蓄
- ・各種ハザードマップ等の作成及び配布
- ・鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

②当会の取り組み

これまで商工会として全体的・直接的な取り組みは行っていないが、各地域や事業所においては防災組織による防災訓練を実施しているところもある。

平成 24 年に当会青年部谷山支部が東日本大震災の復興支援として、福島県会津坂下町産の米

や特産品を買い支えし、消費拡大に協力。これを機に、平成24年～平成27年にかけて福島県会津坂下町商工会青年部と経済性を伴った地域振興を図りつつ、防災に対する相互交流に取り組んだ。同様に当会青年部吉田支部・郡山支部を中心に、平成24年の九州北部豪雨の際には阿蘇市に2回、平成28年の熊本地震の際には宇城市へ2回復興支援として支援物資を集め訪問している。この他、日本各地での災害の際に県商工会連合会からの要請により、義援金拠出による支援や青年部による支援物資の提供、各支部でのチャリティイベントを実施している。

II. 課題

当会が認識している課題としては、事業者が経営計画を検討していく中で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くないこと、事業者BCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握が十分でないこと、がある。したがって、自然災害等に備える小規模事業者の取り組みをどのように支援していくかが、商工会としての課題であると認識している。

また、感染症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなど必要である。

これを踏まえて、当会管内における共通した課題としては、「地域住民の生活を支え、被災時には復旧の原動力となる地域の小規模事業者の事前対策は非常に有効であることから、BCP策定も含めた事前対策の重要性の認識を高めるべき点にある」と集約できる。

III. 目標

自然災害の頻発化や経営者の高齢化によって、多くの小規模事業者・中小企業者において事業活動の継続が危ぶまれている。このような環境にある小規模事業者・中小企業者の事業活動継続に資するため、これら事業者の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業継承を促進するため「中小企業強靱化法（中小企業等経営強化法の一部改正）」が成立した。

これを受け当会では、管内小規模事業者・中小企業者の事業継続の取り組みを強化すべく、事業者が自社における自然災害のリスクを認識し、事業継続に必要な要素である初動対応や人・モノ・金・情報の検討、実効性確保に必要な訓練・教育で事前対策に取り組むきっかけを作っていく。これにより、事業者が事前対策に取り組む趣旨を理解し、継続した取り組みを行っていくことを促すための支援を実施していくこととする。

そこで当会では、管内小規模事業者に対し以下を重点的に取り組む目標とする。

- ①管内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ②発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告のためのルートを構築する。
- ③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また管内において感染症発生時（国内及び県内感染拡大期）には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

以上により、多発する自然災害や事故・病気など日々の様々な経営リスクから事業者を守り事業継続を支援することで「地域に貢献する商工会」という重要な使命と存在価値を確立する。

その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ⑥新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事業所内換気設備の設置、IT環境を整備するための支援情報を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

| 項目 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 事業者BCP等策 定件数 | 3件 | 3件 | 4件 | 5件 | 5件 |
| 専門家派遣件数 | 3件 | 3件 | 4件 | 5件 | 5件 |
| セミナー開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ①連携を図る損害保険会社や火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介を行う。
- ②当会と本市は、損害保険会社や火災共済協同組合等への普及啓発ポスターの掲示を依頼するとともに、共催でセミナー等を開催する。
- ③感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、休業補償など）の紹介を行う。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ①当会は、小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認を行う。
- ②毎年度、（仮称）鹿児島市事業継続力強化支援会議（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、本市）を年1回（7月）に開催し、状況確認や改善点等について協議する。あわせて、本計画に記載した事業の実施状況の評価・検証を行う。
- ③評価・検証結果は、当会理事会等へフィードバックした上で、年度事業計画等に反映させるとともに、当会ホームページや商工会だよりへ年1回掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

| 項目 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|--------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 事業者BCP等策 定後のフォローア ップ目標件数 | 2件 | 3件 | 4件 | 5件 | 5件 |

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（大雨による土砂災害）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

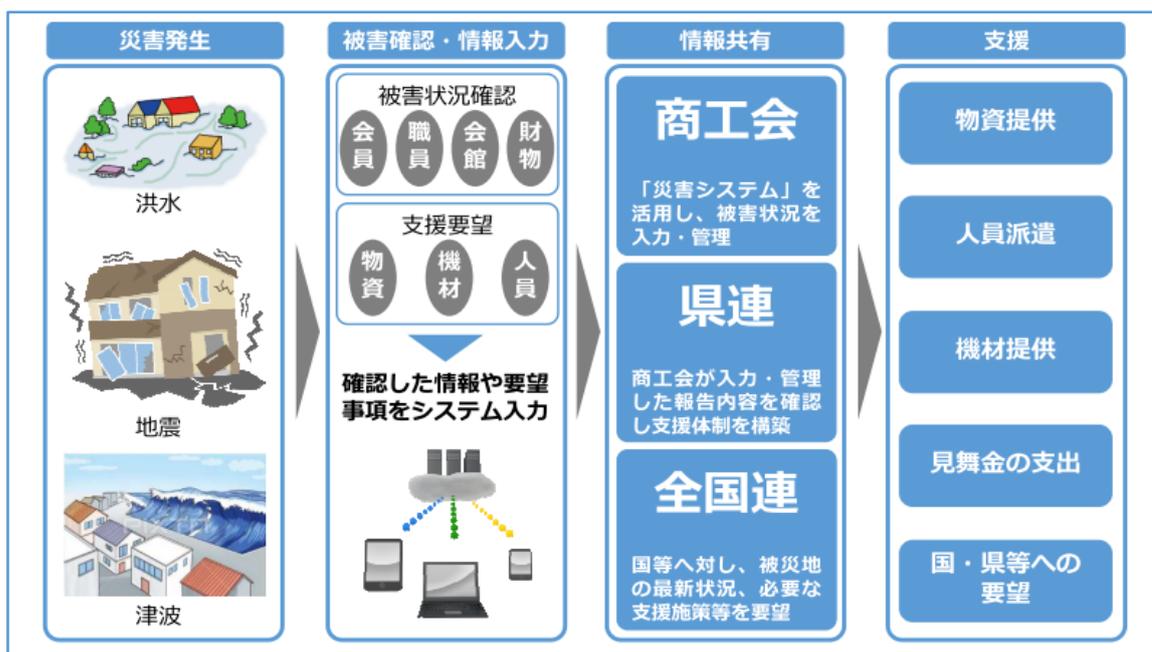
＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

当会は、発災後2時間以内に職員の安否報告を、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について行い、当会と本市で共有する。

当会職員が確認した被災状況については、全国商工会連合会が令和元年6月に開発した「商工会災害システム」（下記図システムイメージ）を活用し、県商工会連合会・全国商工会連合会及び商工会間での迅速な情報共有と一元管理を行う。



また、県内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに、手洗い・うがい等の徹底やマスクの常時着用、来所者への感染拡大防止対策の徹底を要請する。

あわせて、感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当会と本市との間で、下記を目安に被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

| 被害状況区分 | 応急対策の目安 |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」などの被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 |

| | |
|---------|--|
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」などの比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」などの被害が発生している。 |
| ほぼ被害がない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 |

あわせて、大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。当会と本市との情報共有については、下記を目安とする。

| 情報共有対象期間 | 情報共有の頻度 |
|----------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1ヶ月 | 2日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 1週間に1回共有する |

また、本市でとりまとめた「鹿児島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務や当会本支所職員間の支援等体制維持に向けた対策を実施する。

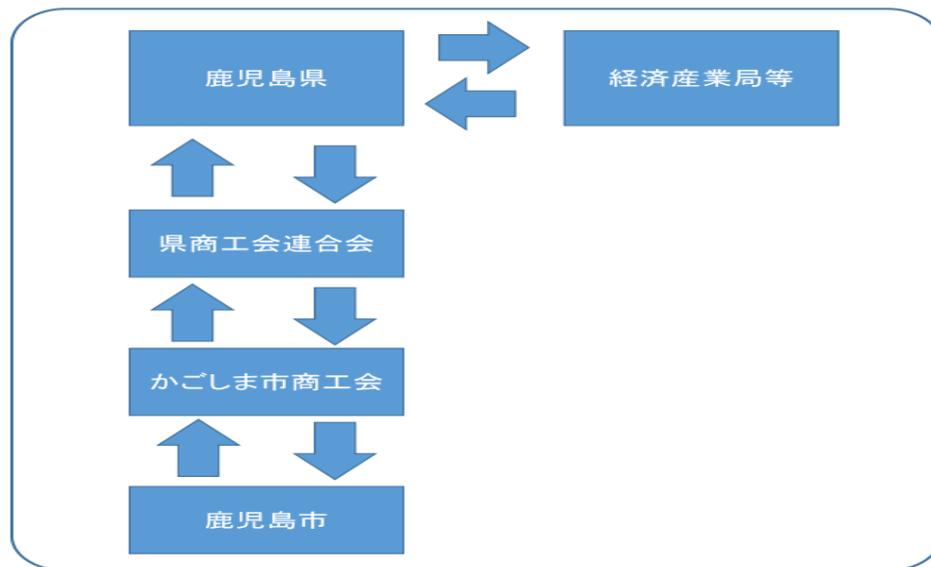
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②当会は被害状況を鹿児島県が指定する様式①（下記図）に記載し、当会より県商工会連合会を通じて県商工政策課へ報告する。あわせて鹿児島市へも報告する。

様式①
鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票
電話番号：
メールアドレス：

| 事業所名 | 住所 | 業種 （※任意） | 従業員数 （※任意） | 被害額 （※任意） （単位：万円） | 被害額内訳（単位：万円） | | | | 被害状況 （※被害状況がつかぬ内容があれば 空欄） |
|------|----|-------------|---------------|-------------------------|-----------------------------------|-------------|---------------|-----------------|---------------------------------|
| | | | | | 土地 （建物の基礎部、 壁、屋根等） （※任意） | 建物 （※任意） | 機械設備 （※任意） | 商品、原材料、 在庫品等 | |
| 1 | | | | 0 | | | | | |
| 2 | | | | 0 | | | | | |
| 3 | | | | 0 | | | | | |
| 4 | | | | 0 | | | | | |
| 5 | | | | 0 | | | | | |
| 6 | | | | 0 | | | | | |
| 7 | | | | 0 | | | | | |
| 8 | | | | 0 | | | | | |
| 9 | | | | 0 | | | | | |
| 10 | | | | 0 | | | | | |
| 11 | | | | 0 | | | | | |
| 12 | | | | 0 | | | | | |
| 13 | | | | 0 | | | | | |
| 14 | | | | 0 | | | | | |
| 15 | | | | 0 | | | | | |
| 16 | | | | 0 | | | | | |
| 17 | | | | 0 | | | | | |
| 18 | | | | 0 | | | | | |
| 19 | | | | 0 | | | | | |
| 20 | | | | 0 | | | | | |
| 21 | | | | 0 | | | | | |
| 22 | | | | 0 | | | | | |
| 23 | | | | 0 | | | | | |
| 24 | | | | 0 | | | | | |
| 25 | | | | 0 | | | | | |
| 26 | | | | 0 | | | | | |
| 27 | | | | 0 | | | | | |
| 28 | | | | 0 | | | | | |
| 29 | | | | 0 | | | | | |
| 30 | | | | 0 | | | | | |
| 31 | | | | 0 | | | | | |
| 32 | | | | 0 | | | | | |
| 33 | | | | 0 | | | | | |
| 34 | | | | 0 | | | | | |
| 35 | | | | 0 | | | | | |
| 36 | | | | 0 | | | | | |
| 37 | | | | 0 | | | | | |
| 38 | | | | 0 | | | | | |
| 39 | | | | 0 | | | | | |
| 40 | | | | 0 | | | | | |

- ③当会と本市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④感染症流行の場合、国や鹿児島県及び県商工会連合会からの情報や方針に基づき、当会と本市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて、当会または本市より鹿児島県へ報告する。
- ⑤当会と本市が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①相談窓口の開設方法について、鹿児島市と相談する。
- ②国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ③安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。特に金融相談については、日本政策金融公庫と連携して窓口を開設する。
- ④管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤応急時に有効な被災事業者施策（国や鹿児島県、鹿児島市の支援施策）について、管内小規模事業者へ適宜有効な方法にて周知する。
- ⑥感染症により事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

県商工会連合会及び鹿児島県並びに鹿児島市の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し個々の経営支援や販路開拓支援を行う。具体的には、

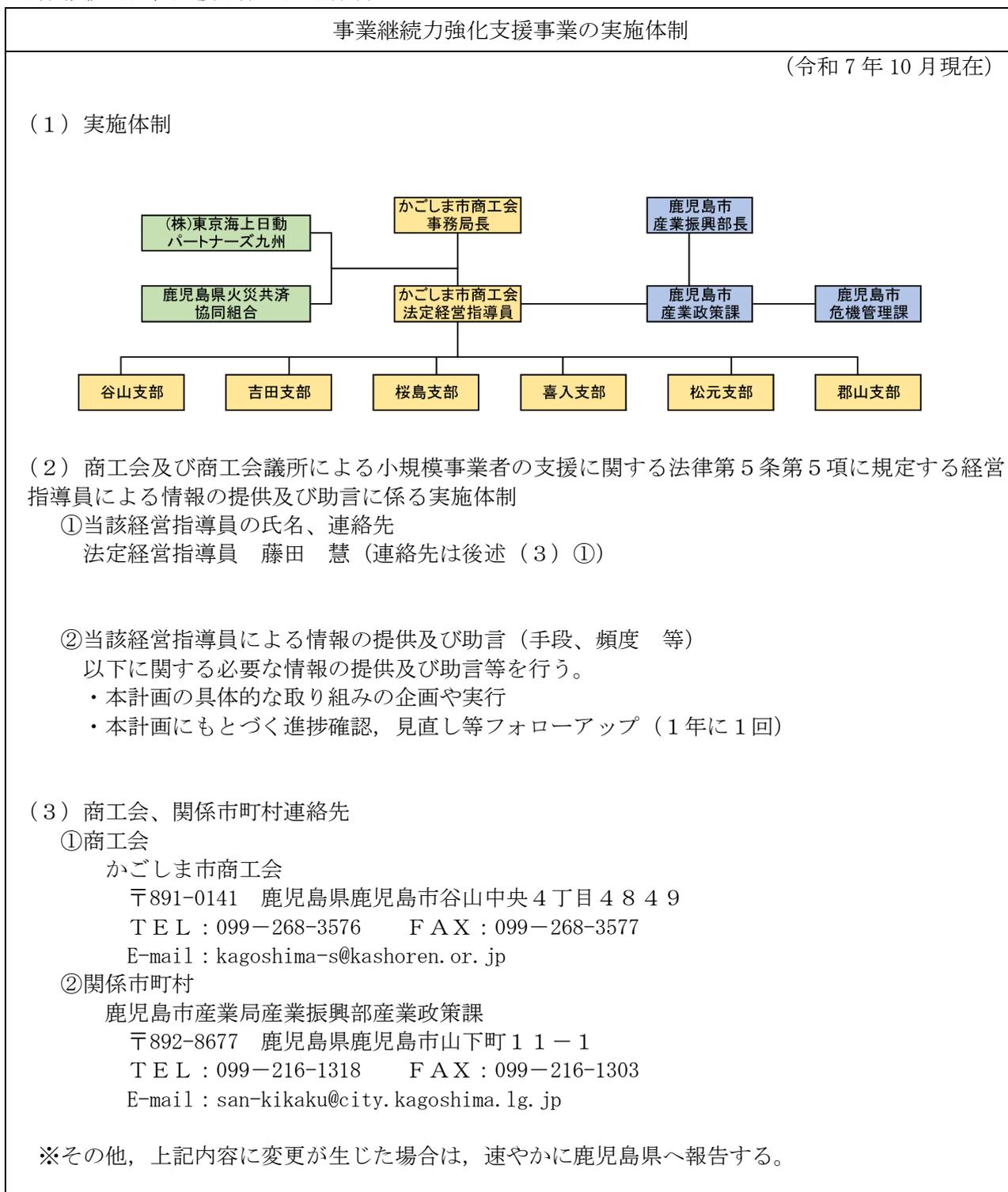
- ①被災事業者の事業再開・再建に向けた災害持続化補助金や災害マル経などの各種施策の情報提供・申請支援・実行支援
- ②被災事業者の取引回復や販路開拓のため、展示会への出展支援や専門家派遣による商品改良・販路開拓のためのアドバイスを集中的に実施
- ③連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

また、災害規模が大きく現有の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県商工会連合会に相談する。

その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 340 | 340 | 360 | 380 | 380 |
| 専門家派遣費 | 60 | 60 | 80 | 100 | 100 |
| セミナー開催費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| パンフ・チラシ作成費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| チラシ等発送費 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------------|
| 会費収入，鹿児島市補助金，鹿児島県補助金，事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|--|
| (1) (株)東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店鹿児島支社 代表者：支社長 安西佳織 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町1 2 - 6 鹿児島東京海上日動ビル5階 (2) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町1番2 4号鹿児島県中小企業会館2階 |
| 連携して実施する事業の内容 |
| 1. 事前の対策 ①自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入等）について、巡回及び窓口指導時に担当者が同行し説明する。 ②事業継続の取組に関する専門家等を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家招聘、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供してもらうことで、小規模事業者にとって実効性の高いBCPの策定を支援することが可能となる。あわせて、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償制度・保険制度の情報提供や保険加入を推進することで、早期の事業再開に資することができる。 |
| 連携体制図等 |
| |